

国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程

平成20年4月28日

20教規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)におけるテニユアの取得を目的とする教育職員(以下「テニユアトラック教員」という。)の任期について定めるものとする。

(テニユアトラック制度)

第2条 本学のテニユアトラック制度については、学長が別に要項を定める。

(教育研究組織等)

第3条 テニユアトラック教員の任期等については、別表のとおりとする。

(採用される者の同意)

第4条 テニユアトラック教員に採用する場合には、別紙様式により、採用される者の同意を得なければならない。

(規程の作成及び改正)

第5条 この規程は、教育研究評議会の議に基づいて定め、又は改正するものとする。

(規程の公表)

第6条 この規程を定め、又は改正したときは、本学のホームページ等により、広く周知を図るものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月28日から施行する。

別表(第3条関係)

任期	対象となる職	再任に関する事項	根拠規程
5年	准教授及び助教	再任不可	法第5条第1項

別紙様式

同 意 書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

氏名（自署） 印

私は、国立大学法人東京農工大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日まで

注1) 部分には、部局、職名を記入する。